

高森町とXYZ株式会社との相互連携・支援協力に関する協定書

高森町と南信州ネクサスの運営会社であるXYZ株式会社(以下「XYZ」という。)は、相互の連携・支援協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 高森町とXYZは、バスケットボールというスポーツ活動を通じて、高森町民のスポーツ活動の振興及び青少年の健全育成等を図るとともに、高森町をホームタウンとする南信州ネクサスへの支援及び応援活動を推進するため、相互に連携・支援協力し、互いに誠意をもって対応するものとする。

(相互連携・支援協力事項)

第2条 高森町とXYZは、前条の趣旨を達成するため、次項及び第三項に掲げる事項を相互に協議のうえ、行うものとする。

2 高森町が行う事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 南信州ネクサスの練習場の確保に関する事
- (2) 南信州ネクサスのPRに関する事
- (3) 南信州ネクサスに対する応援活動等の支援協力に関する事
- (4) 南信州ネクサスが実施する地域貢献活動への支援協力に関する事
- (5) 南信州ネクサスと町民との交流に関する事

3 XYZが行う事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高森町の地域活性化の支援協力に関する事
- (2) 町民のスポーツ活動への支援協力に関する事
- (3) 青少年の健全育成への支援協力に関する事
- (4) その他、地域貢献活動への支援協力に関する事

4 高森町とXYZは、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、適宜協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、相互合意の上、決定する。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、高森町とXYZのいずれからも申し出がない場合には、本協定は同一条件により更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(誠実協議)

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合、高森町とXYZは誠実に協議してその解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和6年5月20日

高森町
町長

高森町長 照玄

XYZ株式会社
代表取締役

山崎 孝一郎